

公益財団法人 公益法人協会 第20回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成25年3月8日(金) 15時～17時20分
- 2 開催された場所 日本工業倶楽部 5階第五会議室
- 3 理事総数及び定足数
総数 14名、定足数 8名
- 4 出席理事数 13名
(出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、岸本幸子、鈴木勝治、田中 皓、
土肥寿員、長瀧重信、早瀬 昇、福原義春、松岡紀雄、宮川守久
(欠席) 堀田 力
(監事出席) 高宮洋一、中田ちず子、平川純子

5 議 題

決議事項

- 第1号議案『平成25年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件
- 第2号議案『平成25年度役員報酬(4～6月)』の件
- 第3号議案『内部諸規程の制定及び改定』の件
- 第4号議案『評議員会に提出する役員等候補選出委員会委員補充候補者名簿』の件
- 第5号議案『定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件

報告事項

< 社団法人・財団法人移行の状況 >

- (1) 移行認定・認可申請及び答申等の状況

< 職務執行報告 >

(1) 太田理事長

- ① 平成25年度税制改正
- ② 公益認定法改正要望
- ③ 公益信託抜本改正案

(2) 金沢専務理事

- ① 移行申請書作成支援の状況
- ② IT関連事業の状況
- ③ 役員等損害賠償責任保険団体制度

(3) 鈴木専務理事

- ① 特別セミナー「立入検査等の方針」
- ② 40周年記念誌の編纂
- ③ 非営利法人法研究会

(4) 土肥常務理事

- ① 専門委員会の開催状況

<その他の報告等>

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、高宮監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『平成25年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

議案説明に先立ち、太田理事長から24年度事業の状況及び決算見込みについて報告があった。報告によると、24年度は記念シンポジウムなど設立40周年記念事業の実施、『非営利法人設立ハンドブック』の刊行、国内外非営利セクターとの連携、法人の移行及び移行後の運営支援、非営利法人研究会、公益信託研究会等調査研究事業など、多くを当初計画どおり実施した。一方、大震災関連事業は情報仲介機能拡充を目指したが不十分であったし、税制改正要望では年末調整による寄附金控除措置の設置、税額控除証明取得の際のPST撤廃は不発に終わったものの、テクニカルな問題にはなるが寄附金に係る消費税の調整措置が唯一の成果となろう。財政面では、退会による会費や事業収益の減少があり、期末の収支としては1千万円以上のマイナスを見込んでいる、とのことであった。

続いて理事長から25年度事業計画書について、次いで金沢専務理事から同収支予算書及び資金調達及び設備投資の見込みについて説明があった。

説明によると、平成25年度の事業計画は基本方針として、①新制度下における法人運営の支援、②新設一般法人の支援、③認定法、公益信託及び一般法人法に係る24年度までの研究・調査結果に基づく改善に向けた要望活動、④民間公益活動促進及び寄附文化醸成を目的としてそのインフラとなる情報開示や会計基準のあり方に係る調査研究等、⑤東日本大震災関連として長期的な支援活動のあり方を検討すること、以上の5つが挙げられる。そのために、「普及啓発」事業では法人運営に係るテーマ別解説書の発行、会員に利用を限定した情報提供・双方向性機能を搭載したWebサイトの充実、また、「支援・能力開発」事業では、相談室—セミナー事業のより緊密な連携とともに、相談室では一般法人設立・公益認定支援の積極化、セミナーでは5年ぶりに「トップマネジメント・セミナー」を再開する。「調査研究・提言」事業では、公益認定法、一般法人法の一部改正や公益信託制度の抜本改正について提言活動を活発に行う他、市民・寄附者にとって利便性ある「情報開示システム」設置や「公益法人会計基準見直し」「休眠口座活用」等の調査研究を行い、そのベースとなる「法制」「コンプライアンス」「税制」「会計」の各委員会活動を活発化する、ということであった。また、会員制度については新しい試みとして、全国的なアンブレラ組織である会員団体に対しては、その傘下法人が割安な入会金・年会費で入会できる措置を検討したいと考えている。

収支予算書では、23年度・マイナス326万円の赤字に続いて24年度は1,000万円以上の赤字見込みであり、収益もマイナス傾向であるにもかかわらず、25年度予算では最高益であった22年度の収益を大きく上回る収益予算額を計上した。収益を跳ね上げ、費用は横ばいとなると、人的資源の効率的配分と業務の効率化が事務局以下の課題であり急務である。費用面では例えば、旅費交通費は海外ミッションを組むため300万円ほど増える。減価償却費は390万円が第二次の社内システム開発等のために発生する。全体的には公3（公益目的事業3）の「調査・提言」活動が増大しているが、この事業は収益を生まないの、公1の出版事業で3,000万円、公2のセミナー事業で6,300万円と、過去最高水準以上の収益を上げる必要がある。セミナーでは、一般法人を対象とした税のセミナーを全国展開するなど、計画を前倒した迅速な実行が事業全体に必要である。なお、資金調達及び設備投資の見込みの金額は、協会内システム導入の第2フェーズである。

同議案に関して、次の質疑応答があった。

早瀬理事「一般法人を対象に、今後どのような展開をする予定か。例えば、日本NPOセンターがマイクロソフト社と提携しているプロジェクト『Tech Soup』は公益法人を対象にしているが、一般法人は(MS社の指定により)対象外となっている」。

太田理事長「一般法人の数は非常に増えているが、事業内容は千差万別で幅が大きく、一つの集団としてまとめることは難しい。公益法人や中間法人から移行したものを含めて合計3万近く、新設法人だけで2万を超えるが、債券流動化のSPC類似のもの、個人の財産を守るため、いわば私益のために作られたものなどがある一方、公益法人に近い性格の法人もある。一般法人は法務省が設立登記を受けているし、また、非営利性が徹底された一般法人は国税庁が把握しているはずだが、情報は開示していないので、公益らしいことをやっている一般法人にアクセスする場合、HPで確認するしかない。社内のITチームで現状2千くらいを把握しているが、今後も少しずつ実態をつかみたいと思っている」。

金沢専務理事「一方で、一般法人に移行した会員の退会が23年度から目立つようになった。会員数の維持や拡大のための施策の一つとして、相談室で会員専用の電話番号を設置し、地方会員には資料を事前に送付することで、来会と電話の中間的でスムーズな相談体制により地方会員のメリット感を拡大したい。また、会費の一部見直し等を行い、会員専用ブログを開設し、これら三位一体的な展開を心がけていきたい」。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第2号議案『平成25年度役員報酬(4～6月)』の件

議長から、同議案(別紙)について説明があった。説明によると、6月に理事全員の改選があるので、本理事会では4～6月の3か月分につきご承認いただきたい、各常勤役員の報酬月額の前年度と同額である、とのことであった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案『内部諸規程の制定及び改定』の件

鈴木専務理事から「リスク管理規程」(改定)、「首都圏直下地震等対策ガイドライン」(制定)について、続いて金沢専務理事から、法改正に伴う「就業規則」「有期契約職員就業規則」「再雇用規程」(いずれも改定)について説明があった。

説明によると、リスク管理規程の改定は①形式的な不備の訂正、②社内体制の明確化(リスク・

マネジメントオフィサー等の配置)、③主に首都直下地震を想定した別規程を置く旨を規定したこと、この3つである。このうち、③を明文化したものが「首都圏直下地震等対策ガイドライン」であり、災害発生時の対応、日常の防災対策、BCP(事業継続計画)について定めた。災害発生時には確認及び連絡する事項、帰宅支援等、日常の防災対策としては教育訓練や避難場所等の他、備蓄品を指定した。このガイドラインの制定を、合わせて承認いただきたい、とのことであった。

また、「就業規則」等の改定は、高年齢者雇用安定法、労働契約法及び労働基準法施行規則等が4月1日より一部改正施行されることによるもので、法改正の主な理由は厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢が段階的に現在の60歳から65歳まで上げられることに合わせて、雇用期間を上げるとするもので、事業者に平成25年4月1日以降、雇用を65歳まで延長する制度(定年の撤廃、65歳定年制若しくは65歳まで再雇用する制度)の導入を義務付けるものである。この法改正は、事業所の規模を問わず適用され、小規模法人にも猶予期間は付与されていないが、公益法人協会はすでに「再雇用制度(65歳まで継続雇用)」を制定しているので、当該労働者の厚生年金(報酬比例部分)の受給開始年齢までは自動的に雇用を延長し、それを超える部分(但し、65歳まで)は、現「再雇用規程」を適用できるよう「就業規則」及び「再雇用規程」を改定するものである。また、労働契約法の改正を受け、「有期契約就業規則」を改定し、同時に名称を「準職員就業規則」に変更する。

同議案に関して、次の質疑応答があった。

松岡理事「労働関係法令の改正については、セミナーは予定しているか」。

太田理事長「検討したいと考えている」。

田中理事「該当する年齢の者がいない法人では当面、規程類改定等の必要はないのか」。

金沢専務理事「該当者がいなくても、今後に対象となる年齢の者を採用することは十分あり得るので対応しておく必要がある」。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第4号議案『評議員会に提出する役員等候補選出委員会委員補充候補者名簿』の件

太田理事長から、同議案に関して説明があった。説明によると、本議案を審議する理由は、評議員会の山岡会長(役員等候補選出委員会議長)より理事会に対して、役員等候補選出委員会委員補充候補者名簿の提出依頼があったためである。同委員会の委員は、規則によると評議員7名で構成されるが、昨年8月に入山委員が逝去され、1名の欠員が生じている。本年6月に理事、監事及び評議員の一部が改選期を迎えるため、12日に開催する第9回評議員会において、役員等候補選出委員会委員の補充選任を行う予定である。そこで補充候補者として、司法書士で埼玉県公益認定等審議会会長、(一社)民事信託推進センター理事長等、数々の要職を務める大貫正男評議員を名簿に掲載し、評議員会へ提出することとしたい。なお、評議員会で選任された際の同委員の任期の終結は、評議員の任期と同じになるとのことであった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第5号議案『定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等』の件

金沢専務理事より、定時評議員会を下記要領にて招集するため、定款に基づき本理事会にて決議したい旨の議案説明があった。

日 時 平成25年6月24日(月) 14時開始
場 所 日本工業倶楽部(千代田区丸の内)

目的である事項等

- ・平成24年度事業報告及び附属明細書の承認
- ・平成24年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録の承認
- ・理事、監事及び評議員の選任の件
- ・役員等候補選出委員会委員の選任の件

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

<社団法人・財団法人移行の状況>

鈴木専務理事より、次の項目につき報告があった。

(1) 移行認定・認可申請及び答申等の状況

2月までの社団法人、財団法人の移行の状況は、新法施行日の24,317を母数とすると移行申請ベースで74.8%(18,177)、認定・認可の答申ベースで43.8%(10,645)であり、全体の約1割の2000程度、みなし解散となる法人の発生が推定される。なお、特例民法法人のみなし解散は主務官庁による法務局への委嘱抹消登記後は、裁判所の管轄となる模様である。

<職務執行報告>

(1) 太田理事長より、次の項目につき報告があった。

① 平成25年度税制改正

先ほど述べたとおり、個人寄附金の年末調整による控除、税額控除に係るPST要件の撤廃に関する要望は不発に終わった。しかし、国会に提出された政府法案附則で25年度以降も検討が行われる可能性は残ったこと、また、寄附金額が多くなるに従って消費税額が増大する不合理な問題が改善されることとなったことは成果である。

② 公益認定法改正要望

昨年の7月5日に要望したが、年末の選挙結果により一旦いわば振り出しに戻った。年明け以降は自民党に対するチャンネルを拡大中である。稲田朋美行政改革大臣、山谷えり子参議院議員(自民党内閣部会長)と面会し説明した。山谷部会長からは「党派を超える共通の課題であるので、内閣部会でヒアリングの場を持ちたい」との返答をいただいた。

③ 公益信託抜本改正案

公益信託制度は大正11年の制定以来改正がなく、引受け許可及び監督を主務官庁が行う「主務官庁制度」が未だに続いている。平成18年の信託法改正を審議した国会でも、公益法人制度の状況を見て見直す旨の付帯決議もあり、また、本件に関しては他に積極的に声を上げる団体がないので、当協会が頑張るほかない。また、公益信託は事実上、信託銀行のみ受託している独占状態。公益信託を普及させるため、他の機関が受託できるよう法改正を要望したい。併せて税制についても公益法人並みとするよう要望する。

同議案に関して、次の質疑応答があった。

早瀬理事「ブランド・ギビングとは関係あるのか」。

太田理事長「直接の関係はない」。

田中理事「公益信託の場合、信託した人が財産を預けた後、助成に関与する余地がない。助成先の選定等に関わりたいとのニーズがあるが、何らかの方法はあるだろうか」。

太田理事長「運営委員(財団法人の理事に該当)の一人になるのは良いと思う。ただし、親族制限はある。一方、信託管理人(財団法人では監事)は難しいだろう」。

片山理事「助成財団に寄附した財産とは、どういう点が異なるのか」。

太田理事長「財団法人が破産した場合には、寄附された財産は法人の固有財産としてその財産の差し押さえがあり得るが、信託を受けた財産は独立性がある。寄附者としてはこれほど安心なことはない、ということ。使い込んだり、流用することもできない」。

岸本理事「要望活動は、公益信託の担い手を増やすのに非常に重要なことだと思う。一方、要望案で「一定の基準」を充足する引受け手というのは、どの辺りを想定されているのか。また、戦略的にはまず、自然環境分野をターゲットにしてそこから突破していくとか方策が必要ではないか」。

太田理事長「受託者について、公益法人や認定特定非営利活動法人はすでに厳しい認定基準を受けているので、当然相応しいと考えている。一般の特定非営利活動法人や社会福祉法人は問題があるかもしれないが、こちらから除外することは適切でない。また、公益目的事業の 22 業種を援用しようと考えているので、特定の分野に限定することはないのではないか。正攻法で公益信託法そのものの改正を要望していきたいと思う」。

(2) 金沢専務理事より、次の項目につき報告があった。

① 移行申請書作成支援の状況

前回も報告したが、通称「マン・ツー・マン移行申請ゼミ」といい、対象は申し込みがあった地方の 3 法人(財団 2、社団 1)。それぞれを常勤役員が受けて対応しているが、移行先は公益が 1、一般が 2 である。

② IT 関連事業の状況

24 年度は業務効率の向上と情報の一本化を図るため、社内システムの構築を行い、その第 1 フェーズとして会員管理の統合化、請求金額と入金額を自動照合するシステム及び請求書の発行と自動照合のための請求データの連動システム(セミナー事業を除く)を発注、すでに稼働している。25 年度の第 2 フェーズは顧客履歴システム、自動照合システムの精度の向上、セミナー事業の請求データ連動のシステムの完全実施となるが、この 3 月から着手している。

③ 役員等損害賠償責任保険団体制度

初年度の加入は 70 件程度の見込みである。損害保険会社の協力を得て 2 月に「役員等の義務と責任」と題したセミナーを開催したが、講師の鳥飼弁護士によると、役員等の善管注意義務、理事の忠実義務にかかわる法人及び第三者への損害賠償責任に関しての事件が発生した場合、公益法人の役員には、企業の役員に比べ、より厳しい裁判所の判決が下されるとのことであった。反社会的勢力に対しては、社団法人は企業ほどガードが強固でないため、今後は十分な組織ガードが重要であるとのことであった。今後は当協会の役員等損害賠償責任保険団体制度の拡大と付加価値が課題であるが、ますます厳しい顧客獲得競争が繰り広げら

れることを想定し、付加価値を補充し競争力を高めていきたいと考えている。

(3) 鈴木専務理事より、次の項目につき報告があった。

① 特別セミナー「立入検査等の方針」

移行を完了した公益法人、移行認定の目途がついた法人の増加により、行政庁による立入検査に対する関心が高まっている。その関心を逆手にとった悪徳コンサルタントも現れるに至っているので、「行政庁による公益法人への立入検査—そのポイントと対策—」と題する小冊子を作成し、会員向けとして月刊誌『公益法人』1月号に同封した。また、2月には、内閣府担当官を講師とするセミナー「立入検査の方針について」を開催したところ、即日150名の定員に達する申し込みがあり、急きょ3月に2回目を開催した。都合約300名が受講したが、アンケートによれば検査への理解は進んだことがうかがえる。

② 40周年記念誌の編纂

創立40周年記念事業の一つである。完成が少し遅れているが、3月末に刊行予定である。

③ 非営利法人法研究会

24年度内に研究報告書を取りまとめるべく、7月から3月下旬まで通算8回の委員会、また、17回のワーキンググループ検討会を開催する予定であるが、来年度初めにはそれをもとに要望運動につなげていきたいと考えている。

(4) 土肥常務理事より、次の項目につき報告があった。

① 専門委員会の開催状況

年度初から3月下旬までに法制・コンプライアンス委員会合同委員会を通算7回開催することになる。税制・会計合同委員会はすでに3回開催しているが、3月中旬に税制委員会が2回目の単独開催を行う予定である。

<その他の報告等>

理事長から、第4号議案の説明で触れたが、本年は理事全員、監事1名及び評議員20名が改選期を迎えるので、6月の定時評議員会でその選任が行われる予定である旨、改めて説明があった。また、同じく理事長より、次回理事会は平成25年6月7日(金)14時から、日本工業倶楽部で開催する予定である旨、連絡があった。

次の意見があった。

福原理事「最後にまとめて3つ。『アンブレラ会員』について、会費をもっと安くして傘下団体に全部入ってもらうというのはどうだろうか。会員団体の数は、法改正活動なりロビー活動なりに有利と思う。次に、公益法人会計基準について、ある高名な会計士から聞いた話だが今の会計基準は専門の会計士でさえ使いにくく理解しがたいもので戸惑うと聞いた。以前あったプロジェクト別の損益計算書が使えたらよいと思う。移行5年目を迎えているのでぜひ見直しをお願いしたい。最後に労務管理については、ある公立図書館で某有名作家を館長に招いて改善を図ったら利用者が4倍になったが、規則から職員を増やすことはできず負担が増大したとの話を聞いた。活動を良くしたら、労務管理が難しくなったという例である。そのバランスが必要か」。

太田理事長「示唆に富んだご指摘として、今後の対応に当たって十分留意したい」。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時20分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成25年3月27日

代表理事 太田 達男



代表理事 金沢 俊弘



監 事 高宮 洋一



監 事 中田 ちず子



監 事 平川 純子



(別紙)

平成 25 年度役員報酬(4～6月)の金額等

(単位：円)

理事氏名	号俸	俸給月額	H 25 年 4～6月 合計	H 24 年度 役員報酬	勤務形態 (所定勤務)
太田 達男	28	640,000	1,920,000	7,680,000	週 5 日
金沢 俊弘	26	600,000	1,800,000	7,200,000	週 5 日
鈴木 勝治	17	420,000	1,260,000	5,040,000	週 4 日
土肥 寿員	4	160,000	480,000	1,920,000	週 2 日